

三田市いじめ問題再調査委員会の設置について（報告）

【趣 旨】

平成25年に「いじめ防止対策推進法（以下：推進法という）」が施行され、市でも同法と国・県の基本方針に基づいて「三田市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見及びいじめ事案への対処について計画的かつ体系的な推進と対応を行っている。

これまで、児童生徒の生命、心身及び財産への重大被害が生じた疑い又は相当期間の欠席を余儀なくされている疑いが生じるなど、いじめの重大事態の調査については、教育委員会の附属機関「三田市生徒指導等問題対策委員会」を調査機関の一つと位置付けていたが、第三者性の担保と公平性・中立性を確保した調査組織として、新たな附属機関「三田市生徒指導等事案調査委員会」を昨年9月に設置している。

また、推進法第30条第2項の規定に基づき、教育委員会から調査結果の報告を受けた市長が再調査の必要があると判断した場合には、附属機関を設けて再調査ができることから、再調査を目的とした附属機関「三田市いじめ問題再調査委員会」を昨年9月に設置しております。

【内 容】

- (1) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正 **<次ページ参照>**
 - ・三田市いじめ問題再調査委員会の設置（推進法第30条第2項）
- (2) 三田市いじめ問題再調査委員会規則の策定
 - ・三田市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関する必要な事項
- (3) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 **<次ページ参照>**
 - ・三田市いじめ問題再調査委員会委員の報酬

【施行期日】

公布の日

【参 考】

いじめ防止基本法におけるいじめの重大事態の対応について
<別紙フロー図>

(1) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
教育委員会	三田市生徒指導等事案調査委員会	(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に該当する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議 (2) その他生徒指導等に関する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により実施する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで

(2) 三田市いじめ問題再調査委員会規則の策定

三田市いじめ問題再調査委員会の組織、運営に関して必要事項を定めたもの

(3) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要

区分		報酬額
三田市生徒指導等事案調査委員会	委員長(会議に出席する場合)	日額 15,500円
	委員(会議に出席する場合)	日額 15,000円
三田市いじめ問題再調査委員会	委員長、委員(調査等を行う場合)及び調査員	日額90,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額

いじめ防止基本法におけるいじめの重大事態の対応について

学校教育部

いじめの重大事態の発生（疑いも含む）【学校】

重大事態（推進法第28条）

- 1号「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- 2号「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安）

市教委を通じて市長へ重大事態の発生報告

【諮問するケース（例）】

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

市教委が重大事態の調査の主体を判断

諮問

学校が調査の主体

市教委が調査の主体

学校いじめ対応チーム
（推進法第22条）

市教委の職員を中心
とした調査

【新】生徒指導等事案調査委員会
（推進法第28条①）

【指導・助言】

生徒指導等問題対策委員会
推進法第14条③

調査報告書に書かれた、再発防止策が実効性のあるものとするため、取組の進捗管理や検証を行う

地方公共団体の長（市長）に報告

子ども未来部

市長が再調査を判断した場合

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

【新】三田市いじめ問題再調査委員会
（推進法第30条②）

市長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると市長が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。